

訪問介護員 (前橋市社会福祉協議会 ヘルパーステーション)
募集要項

1 雇用条件

(1) 雇用形態

臨時職員 (週 30・20 時間は扶養範囲外、週 16 時間は扶養範囲内の勤務)

(2) 雇用期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日

- ・単年度契約で次年度への契約更新あり。ただし、勤務成績及び経営状況等による。
- ・契約期間および更新回数の上限は無しとする。
- ・定年 (70 歳) に達した場合は、定年到達日の属する年度末をもって契約期間満了とし、それ以降の更新は行わない。

(3) 業務内容

- ・在宅高齢者や障害者に対する食事、排泄などの身体の介助業務
- ・調理などの家事援助等の生活支援業務

業務内容の変更：法人の定める業務

(4) 賃金

時給 1,065 円～1,425 円

- ・身体介護：1,245 円～1,425 円
- ・生活・家事援助：1,065 円～1,245 円

※経験年数・介護福祉士資格の有無による昇給あり

※1 最低賃金改正に伴い、令和 8 年 3 月以降に賃金改定を予定しています。令和 8 年 4 月採用者については、採用時点の賃金を適用します。

(5) 手当等

- ・訪問手当 1 ケース 83 円※1
- ・処遇改善手当 時間給に 100 円加算
- ・移動手当 1km あたり 35 円 (自家用車) / 83 円 (自転車) ※1
- ・燃料手当 1km あたり 16 円 (業務に自家用車・バイクを使用する場合のみ)
- ・会議研修手当 990 円/時間 (賃金の支給はありません※1)

＜支給例＞

身体介護 1 時間の訪問をした場合 (自宅から利用者宅まで 5 km)

時給 1,245 円+訪問手当 83 円+処遇改善手当 100 円+移動手当 350 円+燃料手当 160 円=1,938 円

支給額合計 1,938 円

(6) 勤務時間等

・勤務日

月曜日～日曜日

・勤務時間

午前 7 時から午後 10 時までの間の 1 日 9 時間以内（休憩時間含む）の拘束とし、

週 30 時間の場合は、1 日 5 時間程度、週 30 時間勤務を勤務表で定める。

週 20 時間の場合は、1 日 4 時間程度、週 20 時間勤務を勤務表で定める。

週 16 時間の場合は、1 日 3 時間程度、週 16 時間以内勤務を勤務表で定める。

勤務日の始業・終業時刻は、勤務表による。

ただし、業務の都合やその他やむをえない事情により、これを繰り上げ、または繰り下げすることがある。拘束時間は、1 日通じで 6 時間を超える場合は 45 分の休憩時間を含むこととする。

(7) 休日

週休日（被雇用者と協議のうえ、雇用者が指定した曜日）

※上記以外の時間、休日に労働を命じる場合もある。

(8) 就業場所

前橋市社会福祉協議会 ヘルパーステーション（前橋市日吉町 2-17-10 前橋市総合福祉会館(K'BIX まえばし福祉会館)）

就業場所の変更：なし

(9) 有給休暇

労働基準法・本会規程に基づき 6 ヶ月経過後付与

(10) 保険

・週 30 時間及び週 20 時間：健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険

・週 16 時間：労災保険

(11) 資格等

介護福祉士、介護職員基礎研修課程修了者、介護職員初任者研修課程修了者、ホームヘルパー1 級・2 級のいずれかの資格取得者

2 採用予定人数

若干名

3 応募方法

希望者は電話連絡のうえ、履歴書（写真添付）、各資格登録証及び修了証のコピーを下記まで郵送または持参してください。

4 応募締め切り

※応募状況により締め切る場合があります。

5 採用面接試験日時・会場

※詳細については、書類選考後、改めて連絡します。

6 個人情報の取扱について

履歴書等に記載された情報は、採用試験の円滑な遂行のために使用し、その他の目的に使用いたしません。

また、不採用の場合、履歴書は当会で速やかに破棄させていただきます。返却を希望する方は、その旨を履歴書に記載してください。

<問い合わせ先>

〒371-0017 群馬県前橋市日吉町 2-17-10 前橋市総合福祉会館(K'BIX まえばし福祉会館)3F

前橋市社会福祉協議会 担当：総務係 堀口・川又 TEL 027-237-1269